

選挙の種類

選挙の種類		選挙権	被選挙権
地方選挙	湧別町長選挙	満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 ヶ月以上湧別町に住所がある方	満 25 歳以上の日本国民
	湧別町議会議員選挙		満 25 歳以上の日本国民で町議会議員の選挙権を有する方
	北海道知事選挙	満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 ヶ月以上北海道内に住所がある方	満 30 歳以上の日本国民
	北海道議会議員選挙		満 25 歳以上の日本国民で道議会議員の選挙権を有する方
国政選挙	衆議院議員選挙	満 18 歳以上の日本国民	満 25 歳以上の日本国民
	参議院議員選挙		満 30 歳以上の日本国民

※「被選挙権」とは、選挙によって議員、長、その他公職に就くことができる権利のことです。
 ※この他に、漁業者等に限定された選挙（海区漁業調整委員会委員選挙）もあります。

投票のいろいろ

投票は、投票日当日に選挙人自らが投票所へ行き、自筆で投票用紙に記入するのが原則ですが、このほかの投票方法もあります。

期日前投票所での期日前投票	仕事やレジャーなどの用務や入院予定などで、投票日に投票所に出かけられない場合には、期日前投票所であらかじめ投票することができます。期日前投票所の場所は、選挙ごとに決められます。
湧別町以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票	長期旅行や出張などで、投票日に湧別町以外の市区町村に滞在している場合には、滞在している市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票をすることができます。 あらかじめ、湧別町選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求しなければなりませんので、詳しくはお問い合わせください。
郵便による不在者投票	身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、身体に一定の障がいがあり、郵便等投票証明書の交付を受けた方は、自宅など現在いる場所で郵便による不在者投票をすることができます。
指定施設での不在者投票	北海道に指定された病院・老人ホームなどの施設に入院・入所されている方は、その施設で申し出れば施設内で不在者投票をすることができます。
在外投票	在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けた方は、外国にいながら国政選挙の投票ができます。（地方選挙ではできません。）
点字投票・代理投票	目の不自由な方は、点字で投票ができます。また、身体の故障などのため自分で書くことのできない方は、係員が申し出どおりに代筆します。いずれの場合も投票所で係員に申し出てください。